

町民意見公募手続に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、町民意見の公募手続に関し基本的な事項を定めることにより、町民の町政への積極的で幅広い参加の機会を確保するとともに、町の政策形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において町民意見公募手続とは、町の基本的な政策等を形成する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表して町民の意見を募集し、提出された意見を考慮して当該立案に係る意思決定を行うとともに、町民の意見に対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この指針において「実施機関」とは、町長及びその他の町民意見公募手続を実施する町の機関をいう。

(対象)

第3条 町民意見公募手続の対象は、次の各号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の策定、制定、改定若しくは改正又は廃止（以下「策定等」という。）とする。ただし、計画等の改定又は改正で軽微なものその他実施機関が公募手続を要しないと判断したものを除く。

- (1) 町の基本構想及び町政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
 - (2) 町政に関する基本的方針を定めることを内容とする条例
 - (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料及び料金の徴収に関するものを除く。）
 - (4) 広く町民の公共の用に供される大規模施設の建設に係る事業計画
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本手続が必要であると実施機関が認めるもの
- （公募時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、相当と認める時期に計画等の案を公表し、広く町民から意見を募集するものとする。

2 実施機関は、計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料のうちから必要と認めるものを併せて公表するものとする。

- (1) 当該計画等を立案する趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する次の資料
 - ア 根拠法令
 - イ 計画等の策定等に当たっては、上位計画の概要
 - ウ その他必要な資料

(公表の方法)

第5条 実施機関は、公表しようとする計画等の案及び第4条第2項に掲げる資料を次に掲げる方法などを活用して当該計画等の案等について町民への周知を図るよう努めるものとする。

- (1) 広報しなの
- (2) 信濃町ホームページ
- (3) 防災行政無線
- (4) その他実施機関が必要と認める方法

(意見の募集)

第6条 意見の募集期間は、原則として14日以上とし、町民が計画等の案についての意見を提出するために要する期間等を考慮して実施機関が定めるものとする。やむを得ない理由により14日以上意見募集期間を定めない場合においても、7日以上の期間を確保するよう努めるものとする。

- 2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法とする。
- 3 意見の提出に際して記載を求める事項は、氏名、住所、連絡先その他の実施機関が定める事項とし、個人情報の記載を求める場合にあつては、当該個人情報を他の目的に利用しない旨を、氏名等の記載を必ずしも求めない場合にあつては、その旨を明示するものとする。
- 4 実施機関は、当該計画等の案についての意見を提出した者の氏名、名称その他の提出者が特定されることとなる情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表し意見を募集する際に明示するものとする。

(意見の取扱い及び公表)

第7条 実施機関は、第6条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等をしたときは、提出された意見又は意見の概要及びこれらに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができるものとする。
- 3 提出された意見及び情報のうち、公表することにより提出者又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。
- 4 公表の方法は、第5条各号に掲げる方法によるものとする。

(他の制度等との調整)

第8条 計画等の立案に関し公聴会の付議や事前の告示等の手続が法令等で定められている場合及び附属機関等において計画等の案に関しこの指針に類する手続を経て立案した報告、答申等に基づき実施機関が計画等を立案する場合は、この指針は適用

しない。

(その他)

第9条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この指針は、令和4年6月2日から施行する。